

秋田県仙北地域保健医療福祉協議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、保健医療福祉協議会条例（平成16年秋田県条例第15号）に定めるもののほか、保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副会長)

第2 協議会に、副会長1人を置く。
2 副会長は、会長が指名する。
3 副会長は、会長を補佐する。

(関係者の出席)

第3 会長は、諮問された事項の審議について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会への委任)

第4 部会の議決事項は、協議会の会長が特に必要と認める場合を除き、協議会の議決事項とする。

(部会協議内容の報告)

第5 部会での協議内容については、部会の開催後最初に開催される協議会で報告するものとする。

(準用)

第6 第2及び第3の規定は、部会に準用するものとする。この場合、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7 協議会及び部会の庶務は、仙北地域振興局福祉環境部で処理する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。